

(様式1)

渋川市子持高齢者能力活用センターの管理における指定管理者制度活用の実施方針

令和6年12月

1 基本的事項

(1) 施設の概要

所在地	渋川市吹屋658番地99
設置年月日	平成12年度
敷地面積	1,046㎡
主な施設・建物	建物延べ床面積：293.97㎡（木造平屋建） 建物内：作業室、厨房、和室等

(2) 施設の設置目的

高齢者の社会参加及び生きがいを推進し、住民福祉の向上を図るため

(3) 指定管理者制度活用の目的

民間事業者の能力を活用しつつ、地域住民等に対する市民サービスの効果及び業務効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ること

(4) 指定の期間（予定）

令和8年4月～令和13年3月

(5) 利用料金制採用の有無

採用しない（使用料は無料のため）

(6) 施設の管理運営方針

指定管理者は、渋川市子持高齢者能力活用センター条例を遵守し、次に掲げる業務を適正に実施しなければならない。

また、市民の意見を尊重し管理運営を図りながら、利用者への接遇の向上に努め、苦情及び要望等は整理及び取りまとめを行い、管理業務に反映させるとともに、ほかの施設との情報交換等を綿密に行い、適正な管理を行うこと。

(7) 指定管理者に行わせる業務の具体的内容

- ア 利用の承認等に関する業務
- イ 業務の企画及び実施に係る業務
- ウ 施設の維持管理に関する業務
- エ 法令に基づく届出に関する業務
- オ 安全性を確保する業務
- カ 警備業務

- キ 危機管理及び安全確保業務
- ク 周知に係る業務
- ケ 市長が別に定める業務

2 募集及び候補者選定等に関する事項

(1) 募集の方法

非公募

対象者名：社会福祉法人渋川市社会福祉協議会

理 由：本施設は高齢者の社会参加及び生きがいをづくりを推進し、住民福祉の向上を図ることを目的とした地域に密着した施設であり、施設の管理運営は、市の事務事業（老人クラブ、敬老会等）との一体性が強いものである。そのため、本施設の管理運営に当たっては、行政施策の円滑な執行を図るため、本施設の目的と密接に関連し、地域福祉の実情に精通した上記団体に行わせることが必要である。

(2) 選定基準

- ア 市民の平等な利用の確保
- イ 施設の効用を最大限発揮させる能力及び経費の縮減
- ウ 管理を安定して行う物的能力、財産的能力、人的能力の保有

(3) 今後の日程（予定）に関する事項

候補者の選定	令和7年	7月
指定及び債務負担行為に係る議案上程		12月
指定、協定の締結、引継	令和8年	1～3月
指定管理期間開始		4月

(4) 現在の管理状況

ア 施設の管理者

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会

イ 施設管理経費の実績（指定管理業務相当部分）

令和5年度実績

単位：千円

収入	支出
5,362	5,687

ウ 施設利用の実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数	171日	243日	247日

利用者数	9 6 5 人	1, 3 2 4 人	1, 7 3 1 人
------	---------	------------	------------

※令和３年度は新型コロナウイルス感染症流行による臨時休館期間あったため、開館日数が少なくなっています。